

(別紙1)

日本遺産「播但貫く、銀の馬車道・鉱石の道」高校生による
魅力発見ワークショップ&報告会業務委託仕様書

1. 事業名

日本遺産「播但貫く、銀の馬車道・鉱石の道」高校生による魅力発見ワークショップ&報告会業務（以下「本業務」という。）

2. 目的

将来を担う人材である高校生を主役とするワークショップを開催し、高校生ならではのアイデアを生かし、日本遺産「播但貫く、銀の馬車道・鉱石の道」にかかるパンフレットを作成することにより、日本遺産に対する若者の中での知名度や愛着を高めるとともに、将来的に地域を担う人材を育成する。また、事業を通じて沿線の高校生のネットワーク化を図り、地域活動の活性化を図る。

3. 履行期限

令和7年8月1日（金）から令和8年2月27日（金）

4. 予定価格

1, 300, 000円（消費税を含む。）

5. 業務内容

沿線6市町の高校生に参加してもらい、高校生の視点を活かした地域の魅力発見ワークショップを開催する。

(1) 参加予定の各高校への説明と参加者募集

沿線6市町の担当者が選定した高校において、事業の説明と参加者募集を行う。なお、高校は沿線6市町内に位置する高校から選定し、高校訪問にあたっては、各市町担当者が同行する。

(2) ワークショップ（研修会）の開催

地域の日本遺産の魅力を参加する高校生自身が発見し、その魅力を理解するためのワークショップ（研修会）を行う。ワークショップでは日本遺産に認定された沿線地域、構成遺産等について学び訪れ、パンフレット作成にかかる情報および素材の収集やデザイン、校正を行い、紙媒体もしくは電子媒体でパンフレットを作成する。

また、取組の成果等についてはワークショップの中でまとめを行い、参加者で共有する機会を設けるものとする。

(3) 高校生活動報告会の開催

高校生による協議会員への報告会を実施する。

(4) 事業の運営

(2)の業務の実施にあたっては、資料の収集及び提供、内容検討と司会進行、必要に応じてコーディネーターなどの派遣を行う。また、事業参加生徒の所属する高校に対して、生徒の取組状況、成果などを随時報告する。

会場は参加者が集合し易い場所を選定するとともに、高校生がその所属する高校の所在する市町を超えて集合する際には、最寄駅からの往復交通費を支給すること。

(5) 事業の広報

本業務の取組状況及び取組成果（動画）を日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会のホームページ(<http://wadachi73.jp/>)を通じて、広報すること。

(6) パンフレットの納入

事業で作成したパンフレットを協議会へ納入すること。

(7) その他、上記を実施するために必要と思われる業務

6. 成果品

本業務において作成した資料やデータ、業務の実施状況、発表会記録等を報告書としてとりまとめ、発注者に提出することとする。

(1) 事業実施報告書 一式（紙媒体）

(2) パンフレット 原本およびデータ

仕様：紙媒体もしくは電子媒体

高校生によって作成されたパンフレット原案を清書し、デザインや校正をしたものとする。

(3) 電子データ 上記報告書の電子データ、動画・写真等のデータ

※電子媒体については、発注者が指定するファイル形式で提出すること。

7. 成果品納入場所

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会

神河町役場 ひと・まち・みらい課

（高校生ワークショップ事業担当：養父市、神河町）

8. 業務実施にあたっての留意事項

(1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、発注者及び関係者と十分協議のうえ実施すること。

(2) 受託者は、ワークショップの実施にあたっては、イベント賠償責任保険に加入すること。

(3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。

(4) 受託者は本業務の実施にあたり知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。個人情報の違法な利用及

び提供に対して罰則が適用されること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させ、個人情報の保護が徹底されるよう指導すること。

(5) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本件の目的以外に使用してはならない。

(6) 本業務により作成された成果物等の著作権は、日本遺産「銀の馬車道・鉦石の道」推進協議会に帰属するものとする。

(7) その他、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。

9. その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。